

報告事項ア

「文化部活動の在り方に係る検討会」の開催概要について

「文化部活動の在り方に係る検討会」の開催概要について、別紙のとおり報告
します。

平成30年12月20日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

「文化部活動の在り方に係る検討会」の開催概要について

平成30年12月20日
小中学校課
特別支援教育課
高等学校課

平成30年12月に文化庁が策定する予定である「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、県が策定する「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」（素案）について、下記のとおり検討会を行いました。

記

【文化部活動の在り方に係る検討会】

日時 平成30年12月18日（火）午前9時30分から11時30分まで

場所 鳥取県中部総合事務所 第202会議室

出席者 （別紙のとおり）

内容 「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」（素案）の説明・意見交換

1 鳥取県文化部活動の在り方に関する方針（案）の概要

文化庁が作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（案）」及び「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」の内容を踏まえて作成。

◆鳥取県文化部活動の在り方に関する方針（素案）の概要

①適切な運営のための体制整備

- 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、県の方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。
- 文化部顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、保護者に部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動毎に部活動の運営方針等を説明する。

②合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び文化部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 文化部活動の指導者は、各分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

③適切な休養日等の設定

	休養日	活動時間（1日）
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 学期中は週2日以上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平日、週末いずれも、少なくとも1日以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平日は2時間程度 ● 休業日・週末は3時間程度
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 週末のいずれかを含む週1日以上（原則） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平日は3時間程度 ● 休業日・週末は4時間程度
共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 週末に活動した場合は、他の日に振り替える ● 上記基準は、上限等を定めたものであり、管理職・顧問は生徒の体調管理を優先に考慮。場合によっては、活動時間や活動日を減らすなど必要な手立てを講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う（朝練習を行う場合も含む）

※鳥取県運動部活動の在り方に関する方針の内容と同様

④生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 校長は、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。
- 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術・文化等の活動のための環境の充実を推進する。

⑤学校単位で参加する大会等の見直し

- 県中文連、県高文連及び学校の設置者は、学校が参加する大会等や地域からの要請により参加する行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される大会等への参加が生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。
- 各学校の文化部が参加する大会数の上限は以下を目安とする。
 - 各学校の文化部が参加する大会は、原則として学校における文化団体等の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

2 検討会における主な意見等

＜県内の文化部活動の現状について＞

【中学校文化連盟】

- ・中文連は各地区の文化祭支援、文化行事をまとめた冊子の作成、県総合文化祭の運営などを担当している。
- ・鳥取市では、全17中学校に、運動部は177部、文化部は67部あり、平均では1中学校に文化部が4部ある計算になる。吹奏楽・美術・茶道・華道が主流であり、吹奏楽部の活動時間は特に長時間の傾向がある。

- ・鳥取市教育委員会では、文化部についても、すでに定められた運動部ガイドラインと一緒に検討を行っている。

【高等学校文化連盟】

- ・現在19の専門部があり、県総合文化祭の開催、全国総文・近畿総文への派遣の業務がある。
- ・吹奏楽に加え、書道や郷土芸能では地域イベントへの参加要請が多く、多い部では年間20件の依頼がある。
- ・県高文連として「年に何回しかイベントに参加してはいけない」という上限を設けることは難しいと考える。方針にどう盛り込むのか検討が必要。

【吹奏楽連盟】

- ・109の加盟団体がある。吹奏楽・管楽器・打楽器のコンクール、講習会を主催している。
- ・6月にサマーブラス、8月に県コンクール、9月にマーチング、10月にソロ、12月にアンサンブル、と多くの大会を開催している。
- ・全県規模の講習会は年に1回。そのほかに年間15回程度の講習会を実施。加盟団体は、ほかにも校内行事（入学式・卒業式等）や定期演奏会、地域・公民館福祉施設等からの依頼による演奏も行っている。
- ・特に地域と関わる活動の重要性を考えてほしい。地域貢献や子どもたちの思いやり・マナー・自主性の育成には大きな意味がある。

<主な意見>

- 資料1の5「今後の予定」の2～3月に顧問が作成する活動計画について、人事異動もあるので、運動部と同様に作成時期を遅らせて、4月にしてはどうか。
→運動部と同じになるように検討したい。
- 資料1の3「方針の概要」「適切な休養日等の設定」の高校には「原則として」があり、中学校には「原則として」がないのはなぜか。
→高校では専門性も上がるため、基準を柔軟に運用する必要がある。生徒の意欲を高め、文化芸術の発展に資するという観点からも「原則として」と記載した。
- 基準をガチガチに固めすぎると、地域での活動が難しくなる。
→「程度」と記載しており、弾力的な運用も可能となる。
- 資料2のP7、4のオにあるように、運動部・文化部の休養日は週・月・年単位での活動頻度により定めることができる、という基準がある。
- 校長協会として、運動部方針の「原則」「程度」という表現が分かりにくかったため、体育保健課に校長会での説明を求めた。文化部についても同様に、校長会で説明してほしい。
→原則としては国の示した基準に従う。しかし、都心部と違い、文化活動の受け皿がない地方では、文化活動を部活動が担うことが多いため、国の基準よりも活動時間を長く設定した。
→原則は基準として示すが、弾力的に取り扱う必要が生じることもある。資料2のP7、4のオの文言のとおり、週・月・年単位で休養日を定めることもできる。
- 中学校長会として、運動部方針で示された基準は尊重している。文化部方針でも同様に扱う。
- 県から基準が示されることはありがたい。校長による過度に弾力的な取り扱いは控え、運動部と同じ基準で取り扱いたい。例えば、下校時間も運動部と文化部が同じほうが運用しやすい。
- 遅くまで部活動指導をする教員、教員のワークライフバランス、教科の指導と部活動とのバランスなどを改めて考える良い契機と考えている。

- 保護者の中には部活動に熱心な方やそうでもない方もおり、同じ部活動でも練習時間や練習方法も様々である。過熱しすぎる部活動にとって基準は大切と言える。
- 外部人材は充分にいるのか。
 - 現状は人材不足だが、予算措置を含む外部指導者を迎え入れる準備は進めていきたい。
- 資料2、P8の5(2)イにあるように、「関係団体」として人材発掘の手助けをしたいが、予算・財源はあるのか。
 - 高文連には外部指導者のための予算がある。
- 資料2、P5の3(2)アの「指導手引」は誰が策定するのか。講習会実施は誰が保証するのか。
 - 手引きの作成は中央の団体で策定される予定。手引きの普及についての主体は県、県教委、学校の設置者。
- 運動部については、スポーツ庁が「中央競技団体」に指導手引の策定を依頼しているが、文化部では動きが見えない。
- 手引の策定が担保されていないままでは、方針が「絵に描いた餅」になってしまう。
 - 手引が関係団体において作成されるか、確認が必要。
- 中文連には人材育成の予算がない。現状では少しずつ財源を蓄えているところ。
- 教員にとっての部活動の捉え方を明確にする必要がある。「生徒の自主的・主体的」な活動に教員はどう関わるのか。勤務時間外に部活動指導をすることを求めているのか。
 - 資料1の1にもあるように、部活動は「学校教育活動の一環」として捉えている。
- 勤務時間内、出張引率以外は部活動指導をしない、と教員が言ったら、校長としてしなくてよいと言っていいのか。
 - 地方では文化活動の受け皿が少なく、文化部活動が頼りとなる。部活動そのものの捉え方の整理が必要。教員の働き方改革との整合は根本的な課題。文化振興とのバランスにも配慮が必要。
- 校長として説明するとき、教職員の納得が得られない。学校が定めるといいながら、結局、県の方針と同一のものになってしまうのではないか。
- 今の議論については課題として共有し、国レベルでの議論を踏まえて考えていく必要がある。
- 中学校としては、基準が示されることはありがたい。高校との部活動の捉え方に違いがある。
- 資料2、P2に、文化部にだけ「部活動への参加を強いることがないよう、留意すること」とあるのはなぜか。インパクトが強く、運動部にはない文言は追加しないほうがよい。
 - 検討する。
- 資料2、P3の2(1)エの「ホームページへの掲載等」は年間のものだけでよいと運動部方針策定の会議で確認した。文化部も同じく年間のものだけをアップするようにしてほしい。
- 資料2、P6の4、アの「オフシーズン」は、運動部と違い、文化部では捉えにくい。できれば明示してほしい。
- 個人として出品する書道や美術の部門で、中文連・高文連として制限をかけることは難しいのではないか。
- 吹奏楽や合唱では連盟主催の大会に参加することが多い。
- 文化部では大会数よりも、練習時間の多さによる負担が大きいのではないか。
- 部として上位大会を目指すような場合には、どうしても練習時間が長くなる。
- 吹奏楽のように、団体と個人の部門がある分野では、練習時間が長くなる傾向がある。
- 地域からの要請が多い部活動は、活動時間が長くなる。
- 文化部方針により、顧問による1年間の指導マネジメントを作成できる。このことにより、部

活動の改善につながることを期待している。

○資料2、P9の6、ウの「上限」設定は難しい。

○資料2、P9の6、ウの文言は削除した方がいいのではないか。

→方針では、上限数までは明示しておらず、あくまでも目安となる大会を記述したものであり、それを踏まえて学校で定めてもらえばよい。

○吹奏楽に限らず、部活動指導のマネジメントは大切。

○練習を休みにすることで生徒がリフレッシュすることもある。家族の時間も大切にしたい。

<まとめ>

○いただいた意見を集約して、修正案をメールで送信する。その際、今後検討会を開催するかどうかも含めてご意見を伺う。（県教委）

3 今後の予定

平成30年12月～ 市町村教育委員会、県立学校等へ情報提供

平成31年1月、2月 定例教育委員会で方針案を協議、常任委員会で報告
(知事部局、教育委員会で決裁後、施行)

平成31年2月～3月 市町(学校組合)教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定

校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定

平成31年4月 運用開始

文化部顧問は、年間の活動計画を作成

文化部活動の在り方に係る検討会

日時 平成30年12月18日（火）

9：30～11：30

会場 中部総合事務所 第202会議室

1 開会

2 説明

(1) 県内の文化部活動の現状について

(2) 「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」（素案）について

3 意見交換

「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」（素案）について

4 閉会

<今後の予定（案）>

平成30年12月20日	定例教育委員会で検討会の状況を報告
平成30年12月～	市町村教育委員会、県立学校等へ情報提供
平成31年1月、2月	定例教育委員会で方針案を協議 常任委員会で報告 (知事部局、教育委員会で決裁後、施行)
平成31年2月～3月	市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、 「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定 校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定 文化部顧問は、年間の活動計画を作成
平成31年4月	運用開始

「文化部活動の在り方に係る検討会」委員名簿

No.	所属	役職	氏名	備考	
1	鳥取県都市教育長会	副会長	松本 敏浩	境港市教育委員会教育長	欠席
2	鳥取県町村教育長会	副会長	後藤 弥	伯耆町教育委員会教育長	
3	鳥取県中学校長会	幹事	山本 淳一	境港市立第三中学校 校長	
4	鳥取県高等学校長協会	会長	田中 正士	倉吉農業高等学校 校長	
5	鳥取県私立中学高等学校長会	会長	佐伯 友茂	米子松蔭高等学校 校長	
6	鳥取県中学校文化連盟	会長	鈴木 哲也	鳥取市立中ノ郷中学校 校長	
7	鳥取県高等学校文化連盟	会長	永野 智之	米子南高等学校 校長	
8	鳥取県吹奏楽連盟	会長	木村 一也	境港市立第二中学校	
9	鳥取県PTA協議会	事務局長	長尾 志保		
10	鳥取県高等学校PTA連合会	監査	衣笠 優子	倉吉東高等学校 PTA会長	
11	鳥取県教育委員会	教育次長	足羽 英樹		
事務局	鳥取県教育委員会小中学校課	課長	音田 正顕		
事務局	鳥取県教育委員会特別支援教育課	課長	山本 伸一		
事務局	鳥取県教育委員会高等学校課	課長	徳田 章人		
事務局	鳥取県地域振興部教育・学術振興課	課長	齋藤 正樹		

「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」（案）について

平成30年12月18日
 小 中 学 校 課
 特 別 支 援 教 育 課
 高 等 学 校 課
 教 育 ・ 学 術 振 興 課

1 方針策定の趣旨

文化部活動は、生徒の健全な育成を図るための意義ある活動として、文化部活動の責任者の指導の下、学校教育活動の一環として行われているが、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

このような中、平成30年12月に、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定する予定であり、このガイドラインに則り、本県においても「文化部活動の在り方に関する方針」（以下、「方針」という。）を策定するもの。

2 方針策定上の留意点

- ①文化庁が策定したガイドラインに則ること。
- ②生徒のバランスのとれた生活や成長及び教職員の勤務負担軽減に配慮すること。
- ③本県の芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア等の活動の振興・発展に資すること。

3 方針の概要

＜適切な運営のための体制整備＞

- 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、県の方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。
- 文化部顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、保護者に部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動毎に部活動の運営方針等を説明する。

＜合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組＞

- 校長及び文化部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 文化部活動の指導者は、各分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

＜適切な休養日等の設定＞

中学校・・・学期中は週当たり2日以上部活動休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。）。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（暑い時間帯を避けるため朝練習を行う場合の時間も含む）。

高等学校・・・原則として、週末のいずれかを含む週1日以上部活動休養日を設けること（週末に

大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。)

原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努めること(朝練習を行う場合の時間も含む)。

- ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外勤務が過度なものとならないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。
- 文化部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

＜生徒のニーズを踏まえた環境の整備＞

- 校長は、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。
- 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術・文化等の活動のための環境の充実を推進する。

＜学校単位で参加する大会等の見直し＞

- 県中文連、県高文連及び学校の設置者は、学校が参加する大会等や地域からの要請により参加する行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される大会等への参加が生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。
- 各学校の文化部が参加する大会数の上限は以下を目安とする。
 - 各学校の文化部が参加する大会は、原則として学校における文化団体等の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

4 期待される効果

- 生徒にとって、知・徳・体のバランスのとれた心身の成長と、豊かな学校生活を送ることができる。
- 教職員にとって、長時間勤務の是正や負担軽減を図ることができる。
- 合理的でかつ効率的・効果的な活動につながり、教育的効果を高めることができる。

5 今後の予定

平成30年12月20日	定例教育委員会で検討会の状況を報告
平成30年12月～	市町村教育委員会、県立学校等へ情報提供
平成31年1月、2月	定例教育委員会で方針案を協議 常任委員会で報告 (知事部局、教育委員会で決裁後、施行)
平成31年2月～3月	市町(学校組合)教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定 校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定 文化部顧問は、年間の活動計画を作成
平成31年4月	運用開始

<p>は、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部活動の構築を目指すこととする。</p>	
<p>1 基本方針</p> <p>○ 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。</p> <p>○ 本方針は、スポーツ庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部含む。以下同じ。）段階の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意図を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること <p>○ 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針を参考に、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。</p> <p>○ 県及び県教育委員会は、本方針に基づき運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。</p>	<p>○ 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。</p> <p>○ 本方針は、文化庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部含む。以下同じ。）段階の文化活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意すること ・ 学校全体として文化活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること ・ 文化活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること <p>○ 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針及び「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、持続可能な文化活動の在り方について検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。</p> <p>○ 県及び県教育委員会は、本方針に基づき文化活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについては、運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。</p>
<p>2 適切な運営のための体制整備</p>	

(1) 運動部活動の方針の策定等	(1) 文化部活動の方針の策定等
<p>ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。</p> <p>イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」（県立学校は本方針）に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。</p> <p>なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見を踏まえるなど、生徒の実態に応じた策定することが望ましい。</p>	<p>ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。</p> <p>イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」（県立学校は本方針）に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。</p> <p>なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見を踏まえるなど、生徒の実態に応じた策定することが望ましい。</p>
<p>ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。</p> <p>エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。</p>	<p>ウ 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。</p> <p>エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。</p>
<p>オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等に関する保護者説明会を開催する。</p> <p>カ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。</p>	<p>オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等に関する保護者説明会を開催する。</p> <p>カ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。</p>
<p>(2) 指導・運営に係る体制の構築</p> <p>ア 校長は、生徒や教師の教、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部顧問が配置できる部活動数※適正な数の運動部活動数の目安・・・複数の運動部顧問が配置できる部活動数</p> <p>イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の教、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するよう努める。</p> <p>なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階</p>	<p>(2) 指導・運営に係る体制の構築</p> <p>ア 校長は、生徒や教師の教、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部顧問が配置できる部活動数※適正な数の文化部活動数の目安・・・複数の文化部顧問が配置できる部活動数</p> <p>イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の教、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するよう努める。</p> <p>なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階</p>

<p>に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関して、任用時等において研修を行う。</p>	<p>に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関して、任用前及び任用後の定期において研修を行う。</p>
<p>ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。</p>	<p>ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。</p>
<p>エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。</p>	<p>エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。</p>
<p>オ 県、県教育委員会及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な取組を図るための研修等の取組を行う。</p>	<p>オ 県、県教育委員会及び学校の設置者は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導員）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。</p>
<p>カ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。</p>	<p>カ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。</p>
<p>3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</p>	
<p>(1) 適切な指導の実施</p>	
<p>ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び鳥取県教育委員会が平成26年3月に作成した「子どもスポーツ活動ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>	<p>ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>

<p>イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。</p> <p>また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。</p>	<p>イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとり、短時間で効果が得られる指導を行う。</p> <p>また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。</p>
<p>(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用</p> <p>ア 県及び県教育委員会は、県中学校体育連盟等と連携し、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、年間の留意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用性に留意した分かりやすいもの）の学校への普及を図る。</p>	<p>(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用</p> <p>ア 県及び県教育委員会は、県中学校文化連盟等と連携し、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が今後策定する予定の文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の留意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用のに留意した分かりやすいもの）の学校への普及を図る。</p>
<p>イ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、3(1)に基づき指導を行う。</p>	<p>イ 文化部活動の指導者は、上記アの指導手引を活用して、3(1)に基づき合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。</p>
<p>4 適切な休養日等の設定</p>	
<p>ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下のとおり設定し遵守する。</p>	<p>ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり設定し遵守する。</p>
<p>○ 中学校段階における部活動では、学期中は週当たり2日以上の休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行う</p>	<p>○ 中学校段階における部活動では、学期中は週当たり2日以上の休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を</p>

<p>ことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。</p> <p>1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。</p>	<p>行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。</p> <p>1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。</p>
<p>○ 高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいずれかを含む週1日以上の休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合、休養日以外の日に振り替えること。）。</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるよう努めること。</p> <p>原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。</p>	<p>○ 高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいずれかを含む週1日以上の休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合、休養日以外の日に振り替えること。）。</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるよう努めること。</p> <p>原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。</p>
<p>○ ただし、上記基準は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の上限等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。</p> <p>また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。</p>	<p>○ ただし、上記基準は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の上限等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。</p> <p>また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。</p>
<p>イ <u>運動部活動</u>では、<u>熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会）平成25年4月改訂」</u>で示されている「<u>熱中症予防運動指針</u>」を参考に、<u>猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。</u></p> <p>また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。</p>	<p>イ <u>文化部活動</u>では、<u>熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。</u></p> <p>また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。</p>
<p>ウ 学校の設置者は、2（1）アに掲げる「設置する学校に係る<u>運動部活動の方針</u>」の策定に当たっては、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定</p>	<p>ウ 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、2（1）アに掲げる「設置する学校に係る<u>文化部活動の方針</u>」の策定に当たっては、上記の</p>

<p>し、明記する。また、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>	<p>方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>
<p>エ 校長は、2 (1) イに掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。</p> <p>オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。</p>	<p>エ 校長は、2 (1) イに掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の方針を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。</p> <p>オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。</p>
<p>5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備</p>	
<p>(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置及び部への加入</p> <p>ア 校長は、本県の生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。</p> <p>具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。</p>	<p>(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入</p> <p>ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を検討する。</p> <p>具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。</p>
<p>イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。</p>	<p>イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。</p> <p>また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検</p>

<p>ウ 校長は、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。</p> <p>(2) 地域との連携等</p> <p>ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、<u>生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。</u></p> <p>イ <u>公益財団法人鳥取県体育協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。</u></p> <p><u>県及び県教育委員会としても、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等が学校に部活動がない競技を実施したい生徒等の受け皿となるよう関係団体と検討する。</u></p> <p><u>また、県、県教育委員会及び学校の設置者は、生徒の大会への参加資格要件等の緩和・拡大について、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、全国高等学校野球連盟の状況を注視しながら必要に応じて検討していくものとする。</u></p> <p><u>また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。</u></p>	<p>討する。</p> <p>ウ 校長は、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。</p> <p>(2) 地域との連携等</p> <p>ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、<u>家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、社会教育施設の活用や社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術・文化等の活動のための環境の充実を推進する。</u></p> <p>イ <u>各分野の関係団体等は、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。</u></p>
<p>ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、<u>学校体育施設開放事業を推進する。</u></p>	<p>ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるように、<u>学校施設の開放を推進する。</u></p>

<p>エ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。</p>	<p>エ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。</p>
<p>6 学校単位で参加する大会等の見直し</p> <p>ア 県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。</p>	<p>ア 県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の教の上限の目安等を定める。</p>
<p>イ 校長は、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。</p>	<p>イ 校長は、県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。</p>
<p>ウ 各学校の運動部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。</p> <p>○ 各学校の運動部が参加する大会は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。</p> <p>それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実際に応じて各学校において定めることとする。</p>	<p>ウ 各学校の文化部が参加する大会数は、以下を目安とする。</p> <p>○ 各学校の文化部が参加する大会は、原則として学校における文化団体等の主催若しくは共催する大会とする。</p> <p>それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実際に応じて各学校において定めることとする。</p>
<p>終わりに</p> <p>○ 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位の活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。</p>	<p>○ 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。</p>
<p>○ このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。</p>	<p>5 (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入イに転記</p> <p>5 (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入イに転記</p>

<p>○ また、競技団体は、競技の普及の観点から、観客の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を本格的に育成・強化できるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて地方公共団体や公益財団法人鳥取県体育協会等とも連携しながら取り組む必要がある。</p>	<p>○ 中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中において、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をjする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。</p> <p>○ 平成29年6月に文化芸術基本法が改正され、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつある中で、文化部活動は子どもたちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動についても意義は大きい。関係団体等とも協力して、学校内外において子どもたちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>別紙1 鳥取県立〇〇〇高等学校 運動部活動に係る方針（見本）</p> <p>別紙2 鳥取県立〇〇〇高等学校部活動計画表（見本）</p>	<p>別紙1 鳥取県立〇〇〇高等学校 運動部活動に係る方針（見本）</p> <p>別紙2 鳥取県立〇〇〇高等学校部活動計画表（見本）</p>

「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」
(素案)

鳥取県・鳥取県教育委員会

平成31年 月

目 次

はじめに

- 1 基本方針
- 2 適切な運営のための体制整備
 - (1) 文化部活動の方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - (1) 適切な指導の実施
 - (2) 文化部活動用指導手引の普及・活用
- 4 適切な休養日等の設定
- 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
 - (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入
 - (2) 地域との連携等
- 6 学校単位で参加する大会等の見直し

終わりに

【資料】

別紙1：学校方針（見本）

別紙2：部活動計画表（見本）

はじめに

- 学校の文化部活動は、芸術文化をはじめ、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各文化部活動の責任者（以下、「文化部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県の芸術文化等の基盤を担っている。
- また、文化部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の高い活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領（H29.3月告示）及び高等学校学習指導要領（H30.3月告示）には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と示されている。
- しかし、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあることから、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- そこで、本県では、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に則り、県内各学校における文化部活動の明日への第一歩として、本方針を作成した。
- 地方公共団体や学校法人等の学校の設置者、各学校、各関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な文化部活動の構築を目指すこととする。

1 基本方針

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 本方針は、文化庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部含む。以下同じ。）段階の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意すること
 - ・ 学校全体として文化部活動を含む学校部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
 - ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること
- 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針及び「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 県及び県教育委員会は、本方針に基づく文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについては、運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」（県立学校は本方針）に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。

なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。

ウ 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等に関する保護者説明会を開催する。

カ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

※適正な数の文化部活動数の目安・・・複数の文化部顧問が配置できる部活動数

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とにならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 県、県教育委員会及び学校の設置者は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導員）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効率的・効果的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとり、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

ア 県及び県教育委員会は、県中学校文化連盟等と連携し、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が今後策定する予定の文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の学校への普及を図る。

イ 文化部活動の指導者は、上記アの指導手引を活用して、3（1）に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり設定し遵守する。

- 中学校段階における部活動では、学期中は週当たり2日以上休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

- 高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいずれかを含む週1日以上休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるよう努めること。

原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

- ただし、上記基準は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の上限等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講ずること。

また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

イ 文化部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

ウ 市町(学校組合)教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、2(1)アに掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、2(1)イに掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の方針を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

ウ 校長は、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

(2) 地域との連携等

ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、社会教育施設の活用や社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術・文化等の活動のための環境の充実を推進する。

イ 各分野の関係団体等は、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

エ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

ウ 各学校の文化部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

- 各学校の文化部が参加する大会は、原則として学校における文化団体等の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

終わりに

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。
- 中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。
- 平成29年6月に文化芸術基本法が改正され、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつある中で、文化部活動は子どもたちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動についても意義は大きい。関係団体等とも協力して、学校内外において子どもたちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。

別紙 1

鳥取県立〇〇〇高等学校 文化部活動に係る方針（見本）

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) オフシーズンを明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- ①休 養 日：原則として、週末のいずれかを含む週 1 日以上とする。
※別紙「活動計画表」参照
- ②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は 3 時間程度、学校の休業日は 4 時間程度とする。（朝練習を行う場合の時間も含む）
- ③参加する大会：原則として、県高文連主催、共催の大会とする。
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- ④その他
 - ・試験の 1 週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。
 - ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

【鳥取県立〇〇〇高等学校部活動計画表】(見本)

★毎週〇曜日は「ノ一部活デー」!

校長	教頭	第1顧問	第2顧問	部活動指導

(吹奏楽)部

(6)月計画表

日	曜	活動時間	活動場所	主な活動内容	第1顧問 指導時間	第2顧問 指導時間	部活動指導員 指導時間
1	月	17:00~18:30	音楽室等	通常練習	0	0	1.5
2	火	17:00~19:00	音楽室等	通常練習	1	2	0
3	水	16:00~19:00	音楽室等	通常練習	2	1	0
4	木	16:00~19:00	音楽室等	通常練習	1	0	2
5	金	16:00~19:00	音楽室等	通常練習	1	2	0
6	土	9:00~13:00	市民会館	コンサート	3	1	1
7	日	ノ一部活動デー					
8	月	17:00~18:30	音楽室等	通常練習	0	0	1.5
9	火	17:00~19:00	音楽室等	通常練習	1	2	0
10	水	職員会議			0	0	0
11	木						
12	金						
13	土						
14	日	ノ一部活動デー					
15	月						
16	火						
17	水						
18	木						
19	金						
20	土						
21	日	ノ一部活動デー					
22	月						
23	火						
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日	ノ一部活動デー					
29	月						
30	火						
指導時間数					9	8	6

特別な理由で「ノ一部活動デー」に部活動を行った場合、振替をとること。

土日のうちいずれか1日を「ノ一部活動デー」としたら、このようにあらかじめ色をつけておくとわかりやすい。

部や顧問によって指導時間数に大幅な違いが生じないように、管理職や部活動担当者がチェックする。

文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン(案)

ガイドラインの策定に当たって

〈策定の経緯〉

○各学校が部活動を設置・運営することは法令上の義務とはされていないが、現状では、ほとんどの中学校及び高等学校において部活動が設置されており、生徒が各種活動に取り組む契機や各分野の人材育成の場として、我が国のスポーツや芸術文化等の振興を大きく支えてきた。その在り方に関する近年の様々な議論を踏まえ、平成30年3月、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「運動部ガイドライン」という。)が策定された。運動部ガイドラインの策定に際しては、部活動全体に関わる課題を中心に検討が進められたが、スポーツ固有の課題も含めて議論が行われたことを踏まえ、運動部ガイドラインにおいては運動部活動を対象とすることとされた。一方、文化庁活動(注1)については、運動部ガイドラインの策定に際して発出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)」(注2)の通知において、当面、「文化庁活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱い」を依頼しているところである。

○このような経緯を踏まえ、文化庁では、「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」を平成30年6月に設置し、「運動部ガイドライン」の対象とはしなかった文化庁活動について、その特性を踏まえながら、部活動一般の在り方についても留意しつつ、「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」の策定に向けた検討を進めた。

(注1) いわゆる文化庁活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動(以下「芸術文化等の活動」という。)を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、本ガイドラインに先行して運動部ガイドラインが策定されていることから、本ガイドラインの対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化庁活動」と表記する。

(注2) 平成30年3月19日付、各都道府県教育委員会教育長・各指定都市教育委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く各国立大学法人学長等宛て、スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長、文化庁次長連名。なお、本通知において平成30年度に「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」の策定を進める予定であることも示されている。

〈部活動の意義〉

○部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領(平成29年3月告示。平成33年4月施行。)及び新しい高等学校学習指導要領(平成30年3月告示。平成34年4月施行。)においても、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が

活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。

○一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、新しい中学校及び高等学校の学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として、特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。また、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあるところ、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

○また、その際、「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」として、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、学校の設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員（注3）をはじめとしたスポーツや文化及び科学等にわたる外部指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設といった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うことを規定している。

○カリキュラム・マネジメントを導入し、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施することとしている。

（注3）学校教育法施行規則第78条の2に「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。」（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用。平成29年4月1日施行。）と明記され、部活動指導員は、学校職員として部活動の顧問に就任し、実技指導や大会への引率等ができることが制度化されている。

〈文化部活動の特色と課題〉

○文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。例えば生徒のニーズを見ても、自らの目標を達成する活動として大会やコンクール、コンテスト、発表会など（以下「大会等」という。）に積極的に挑戦する生徒もいれば、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしている生徒、中には部活動をきっかけに将来にわたり芸術文化等の専門家としての道を歩む生徒もいる。一方、部活動の選択肢が少ない等の消極的理由で文化部活動に入部する生徒もいる。また、活動頻度や活動時間についても、年間を通して積極的に活動を行い、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶ部もあれば、大会等に向けて特定の時期に集中的に活動する部もあり、週1～2日短時間の活動をするだけの部もある。

- また、文化部活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている場合もある。
- 「運動部ガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、このように多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。
- また、学齢期の子供たちについては、幅広い体験の機会が充実することや家族や友人等との関わりの中で「生きる力」を培うことが望まれるところ、部活動への過度の傾注はこのような体験の妨げになりうることも考えられる。
- また、部活動による過度の負担は、教育課程の実施上の悪影響も想定されるところ、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、文化部活動の活動時間は設定されるべきものと考えられる。
- さらに、新しい中学校学習指導要領(平成29年3月告示。平成33年4月施行。)及び新しい高等学校学習指導要領(平成30年3月告示。平成34年4月施行。)では、「多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。」としており、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の積極的な活用や有形・無形の文化財など本物の文化や芸術に直接触れ、情操を高め、豊かな教養を身に付けたり、伝統文化の継承や新しい文化の創造に関心を持ちたりすることも重要である。
- これまでも学校の設置者や都道府県・市町村等それぞれの立場で取組を進めているが、文部科学省本省や文化庁においても、子供たちの豊かな感性・情操や創造力等を育むため、例えば昭和34年より「教育・文化週間」(11月1日～7日)を設け、全国各地で体験活動や公開講座、美術館・博物館の無料開放などを行っており、質の高い文化芸術の鑑賞機会や地域の伝統文化に触れる機会の充実を図っている。このような機会等も活用しながら、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追及する機会の充実により一層努めていただきたい。

〈ガイドライン策定の考え方〉

- 上述のとおり、運動部活動については平成30年3月のガイドラインを踏まえて、既に各都道府県において「運動部活動の在り方に関する方針」の策定が進められており、その方針も参考に、各市区町村教育委員会や各学校法人等の学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定し、これらも踏まえ、各学校長において「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、その運用が図られている。文化部活動についても上述の通知を踏まえて、これに準じた取扱いがされているところである。中には、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく部活動全体を通じた方針として策定し、運用を開始している自治体や学校の設置者、学校も見られる。

○部活動については、運動部活動・文化部活動を通じて考えるべき課題とともに、それぞれの特質を踏まえて検討すべき課題があるが、上記のような状況を踏まえた上で、本検討に当たっては「運動部ガイドライン」に定めた内容をベースとして取り進めることとした。

本ガイドライン策定の趣旨等

(1)本ガイドラインの対象範囲

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)段階の文化部活動を主な対象とする。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、国公立全全ての設置形態の学校に適用するとともに、高等学校段階の文化部活動についても、本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 小学校段階においても、一部の地方公共団体においては、同じように文化やスポーツ等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校活動の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮する必要がある。

(2)望ましい部活動の在り方

- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意すること。
 - ・学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
 - ・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。
- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

○文化庁は、本ガイドラインに基づく全国の文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについてはスポーツ庁が実施する運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定する(注4)。

イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。文化部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う(注5)。

(注4)当該方針は、各都道府県における文化部活動の適切な取り組みを推進するためのものであることから、各都道府県においては、教育委員会と私立学校主管部局といった関係機関等が十分に連携する必要がある。

(注5)これらの方針については、負担軽減の観点から、既に作成している「運動部ガイドライン」に基づく方針と合わせて、部活動全体に係るものとして作成することも可能である。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う(注6)。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校

務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る(注7)。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 都道府県及び学校の設置者は、文化部活動の指導者(顧問、部活動指導員や外部指導者等)を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」(注8)を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(注6)「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」において、部活動については「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理され、各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。」と示されている。

(注7) 経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じ、特に、新任の教師等は過度の負担がかかる場合があるので留意が必要である。

(注8) 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることは出来ないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、

休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

ア 文化部活動に関わる各分野の関係団体等は、その分野の普及の役割に鑑み、文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引(習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を作成する。

イ 文化部活動に関わる各分野の関係団体等は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。(注9)

ウ 文化部活動の指導者は、上記アの指導手引を活用して2(1)に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

(注9) 大学において部活動等の指導者のための課程等が設けられている場合、こうした課程等との連携も考えられる。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする(注10)(注11)。

○学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 都道府県は、1(1)に掲げる「文化部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、1(1)に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる(注12)。

(注10)「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付29文科初第1437号)」においては、「一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。」や「部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。」が示されている。

(注11)中学校の年間授業時数は学校教育法施行規則によれば1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。本ガイドラインで示した文化部活動の活動時間の基準は1週間あたり長くとも11時間程度である(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。)。スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が14時間を超えると回答した生徒の割合は全体の42.0%であり、部活動の過熱化により、生徒に過度の負担がかかり、授業時数とのバランスを欠いている状況にある。部活動の過熱化に

(注12)例えば、各文化部の実態を踏まえ、活動場所への移動時間等の勘察や、定期演奏会や発表会等に向けて集中的な練習が必要な場合は月間や年間単位で必要な休養日を確保することなども考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる(注13)。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

(注13) 例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部づくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。

(2) 地域との連携等

- ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術・文化等の活動のための環境整備を進める。
- イ 各分野の関係団体等は、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。
- ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する(注14)。
- エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(注14)芸術文化等の活動を行うに当たっては、防音室や実験室など活動内容に適した場所や、楽器や実験器具など活動内容に不可欠な用具が備わっていないと活動自体が実施できないものがあることから、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しめるよう配慮する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、4を踏まえ、持続可能な文化部活動や大会等の在り方という観点から、学校単位だけではなく、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加など、多様な参加資格の在り方や、大会等の規模もしくは夏休みなどの特定の時期に集中している日程等の在り方、学校職員として部活動の実技指導や大会等への引率等ができる部活動指導員や外部指導者の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者においては、都道府県レベルの傘下組織において同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

- イ 都道府県中学校文化連盟等各都道府県の文化部活動に関わる組織及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、都道府県中学校文化連盟等各都道府県の文化部活動に関わる組織及び学校の設置者が定める目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

終わりに

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中において、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立つて自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。
- 平成29年6月に文化芸術基本法を改正し、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつある中で、文化部活動は子供たちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動についても意義は大きい。国、地方公共団体は協力して、学校内外において子供たちが芸術文化等の活動に親しむ機会が今後とも確保されるよう文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。